

矢巾町介護保険事業計画等検討委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 矢巾町介護保険事業計画等検討委員会設置要綱（令和2年8月1日矢巾町告示第152号。以下「要綱」という。）第3条第2号に規定する委員について、要綱第1条において、「広く町民から意見を聴く」とされていることから、委員を公募し、その募集方法について、以下のとおり定める。

(応募資格)

第2条 委員の応募資格は、次の各号を満たす者とする。ただし、応募の時点で町の職員、議員又は町の他の審議会等の公募委員になっている者を除く。

- (1) 矢巾町の高齢者福祉、介護保険、認知症施策について関心のある者
- (2) 令和8年4月1日現在、満18歳以上であり、町内に住所がある者
- (3) 年3～4回程度開催する矢巾町介護保険事業計画等検討委員会に出席できる者

(公募委員数)

第3条 公募による委員の数は、2名とする。

(委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、要綱第3条第2項の規定に基づき、委嘱の日から介護保険事業計画が策定されるまでとする。

(募集期間)

第5条 公募委員の募集期間は、令和8年6月1日から令和8年6月19日までとする。
2 郵送による応募の場合は、当日消印のあるものまでを有効とする。

(応募方法)

第6条 委員に応募する者は、住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号及び現在の職業を任意の書式に記載の上、「矢巾町の高齢者福祉・介護保険・認知症施策推進について」をテーマにした作文を800字以内にまとめ、健康長寿課に提出するものとする。
なお、

提出された応募書類については、返却しないものとする。

(委員の選考)

第7条 委員の選考にあたっては、選考委員会で審議する。

- 2 選考委員は、健康長寿課長、同課長補佐兼長寿支援係長、計画担当者とする。
- 3 選考にあたっては、応募者の作文のほか、年代及び地域のバランスを考慮するものとする。

(選考結果の通知)

第8条 選考の結果は、応募者本人に対して通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。